

第9章 刑罰

第1項 刑罰の種類

*刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行後は、下線部分の（拘禁刑）（有期拘禁刑）等となる。

（刑の種類）

第9条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。
（拘禁刑）

（刑の軽重）

第10条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の2倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。
*下線部分は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行後に削除

2 同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、長期又は多額が同じであるときは、短期の長いもの又は寡額の多いものを重い刑とする。

3 2個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情によってその軽重を定ずる。

（死刑）

第11条 死刑は、刑事施設内において執行する。

2 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘留する。

（懲役）

（拘禁刑）

第12条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、1月以上20年以下とする。
（拘禁刑） （有期拘禁刑）

2 懲役は、刑事施設に拘留して所定の作業を行わせる。
（拘禁刑は、刑事施設に拘留する。）

（*新設* 第3項 令和4年法律第67号により）

（3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。）

(禁錮)

第13条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、1月以上20年以下とする。

*第13条は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行後に削除

2 禁錮は、刑事施設に拘置する。

(有期の懲役及び禁錮の加減の限度)

(有期拘禁刑)

第14条 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減輕して有期の懲役又は禁錮とす

(無期拘禁刑)

(有期拘禁刑)

る場合においては、その長期を30年とする。

2 有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては30年にまで上げることがで

(有期拘禁刑)

き、これを減輕する場合においては1月未満に下げることができる。

(罰金)

第15条 罰金は、1万円以上とするが、これを減輕する場合において

は、1万円未満に下げることができる。

(拘留)

第16条 拘留は、1日以上30日未満とし、刑事施設に拘置する。

(*新設* 第2項 令和4年法律第67号により)

(2 拘留に処せられた者には、改善更正をはかるため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。)

(科料)

第17条 科料は、1000円以上1万円未満とする。

(労役場留置)

第18条 罰金を完納することができない者は、1日以上2年以下の期間、労役場に留置する。

2 科料を完納することができない者は、1日以上30日以下の期間、労役場に留置する。

3 罰金を併科した場合又は罰金と科料とを併科した場合における留置の期間は、3年を超えることができない。科料を併科した場合における留置の期間は、60日を超えることができない。

4 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない場合における留置の期間を定めて言い渡さなければならない。

5 罰金については裁判が確定した後30日以内、科料については裁判が確定した

後10日以内は、本人の承諾がなければ留置の執行をすることができない。

6 罰金又は科料の一部を納付した者についての留置の日数は、その残額を留置1日の割合に相当する金額で除して得た日数（その日数に1日未満の端数を生じるときは、これを1日とする。）とする。

(没収)

第19条 次に掲げる物は、没収することができる。

一 犯罪行為を組成した物

二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物

三 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

2 没収は、犯人以外の者に属した物に限られなければならない。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる。

(追徴)

第19条の2 前条第1項第3号又は第4号に掲げる物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(没収の制限)

第20条 拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができない。ただし、第19条第1項第1号に掲げる物の没収については、この限りでない。

* (懲役・禁錮が拘禁刑に統一されることにつき 135頁参照)

現行刑法における刑罰の種類としては、「死刑」(11条)・「懲役」(12条)・「禁錮」(13条) (拘禁刑 (改正後12条))・「罰金」(15条)・「拘留」(16条)・「科料」(17条)・「没収 (追徴)」(19条・19条の2)の7種類がある (9条)。刑罰は「主刑」と「附加刑」とに分けられる。「主刑」は、それだけを単独に科しうる刑罰であり、「附加刑」は単独に科すことができず主刑に附随してのみ科しうる刑罰である。現行刑法では附

加刑は没収（追徴）だけで、それ以外の6種のものすべて主刑である。

更に刑罰は、剥奪する法益の相違により、生命刑・身体刑・自由刑・名誉刑・財産刑に分けられるが、現行刑法は、「生命刑」・「自由刑」・「財産刑」だけを採用している。

① 生命刑

「生命刑」とは生命を奪うつまり「死刑」のことである。死刑については存置論と廃止論が対立している。

「廃止論の論拠」は、

- ① 誤判の場合に回復できない結果を招来する
- ② 生命を奪うことは人道上許されない
- ③ 死刑にはそれほど大きな一般予防効果を期待できない
- ④ 刑罰による犯人の改善・教育効果が全くない

などが主なものであり、外国には死刑を廃止した国がかなりあるが、死刑廃止国では、検挙現場での事実上の死刑（殺害）が問題となっているところも少なくない。

「存置論の論拠」は、

- ① 重大な犯罪を防止するためには死刑のもつ犯罪抑止力に期待せざるをえない
- ② 死をもって償わせることが倫理的な要求として存する場合がある。何ら罪なくして無残な被害を受け生命を失った人達を犠牲にして極悪非道な行為者の生命を保障することは正義、人道上許されるものでない
- ③ 兇悪犯罪に対抗する警察官等の殉職、死刑のない場合の囚人の看守者に対する脅威等を含め一般善良な国民の安全への脅威は図り知れない

などが主なものである。最高裁判所は、死刑は、その執行方法がその時代と環境において、人道上の見地からみて残虐なものでない限り、残虐な刑罰（憲法36条（条文☞9頁参照）にも当たらないし、現行の絞首刑は適法、合憲とし（最大判昭23・3・12刑集2・3・191等）、犯行の罪質、動機、態様、結果の重大性等各般の情状を考慮してその罪責が重大で、罪刑の均衡、一般予防の見地からも極刑がやむを得ないと認められる場合には、死刑の選択も許されるとしている（最判昭58・7・8刑集37・6・609、同平18・6・20判時1948・31等）。平成16年の総理府世論調査では、死刑存置が81パーセント強に達している（なお、平成26年の世論調

査でも80パーセント強が死刑存置であり、仮釈放のない終身刑を導入したとしても51パーセント強は存置意見であった。平成31年の世論調査結果も同様。)

② 自由刑

わが刑法における自由刑は、「懲役」（12条）・「禁錮」（13条）・「拘留」（16条）の三つであり、刑事施設に収容して犯罪者の矯正と治安の確保を図ることを主な目的とする。懲役は所定の作業（定役）を行わせるが、禁錮と拘留は刑としてこれを行わせることはない。有期の懲役・禁錮の上限は、20年であり（12条、13条）、加重した場合が30年である（14条2項）。なお、昭和4年法律第67号により、「拘禁刑」に統一され、改善更正のために、作業を行わせ、指導するものとなる。

③ 財産刑

「財産刑」には、罰金（15条）・科料（17条）・没収（19条）がある。刑法等以外の罰金・科料の金額は「罰金等臨時措置法」とその改正によって貨幣価値の下落に対応する措置が時々とられている（昭和23年、昭和47年、平成3年）。現在、罰金は1万円以上（軽減事由があればそれ以下にできる。1万円未満の罰金、拘留等を定める条例については罰金の法定刑の限度で失効することにつき、最決平11・4・8判時1689・153）、科料は1000円以上（万円未満となっている。罰金は自由刑と併科される場合があり、必要的（256頁参照）（☞362頁参照）と裁量的（96条の2（☞589頁参照）等）の併科がある。裁量的な場合も現実の利得は不要である（利益取得目的での犯罪行為が経済的にも許されないことを犯人や一般人に感銘させて再犯の防止を期するものであることにつき、漁業法違反であるが札幌高判平26・2・6公刊物未登載）。

罰金・科料は、これを完納しないと、その不完納の金額に応じて、一定期間「労役場」に留置される（18条）。

④ 没収

没収は附加刑で財産刑である。犯人に不正な利益を得させないためと危険な物件を放置しないためとから科せられる。「麻薬特例法」や後記の「組織的犯罪処罰法」には、刑法の概念にはない特殊の没収、追徴制度があることに注意を要する。

没収の対象となるものは、

- ① 犯罪行為を組成した物（例、文書偽造・行使事件での偽造文書や、わいせつ文書販売事件でのわいせつ文書）
- ② 犯罪行為に供し又は供せんとした物（例、殺人に使用した拳銃・刀剣）
- ③ 犯罪行為より生じ又はこれによって得た物（例、通貨偽造の偽貨、わいろとして受取った現金、賭博によって得た賭金）
- ④ ③に掲げた物の対価として得た物（例、盗品を売却して得た代金）

の4種類であり、対象は有体物に限定される（ただし、わいろは有体物に限らず、わいろを没収等するとされているので、有体物でない場合には追徴の対象となる）。②には性犯罪被害者の口封じのために犯行状況を録画した記録媒体も含まれるとされている（最決平30・6・20刑集79・4・209。なお、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」により、いわゆる盗撮等^イ、上記の撮影行為自体が未遂とともに処罰され、撮影された当該電磁的記録の複写物も没収可能とされるとともに、押収物にこの種の対象電磁的記録があるときは、起訴されていなくとも検察官の行政処分による消去廃棄が可能となっている。）。③④に掲げた物の全部又は一部が消費されたりして没収できないときは、その価額を「追徴」できる（19条の2）。

刑法総則（19条以下）の没収・追徴は、裁判所の判断（裁量）によって没収することも没収しないこともできる（任意の没収・追徴）。これに対し法律で必ず没収する又は追徴すると定めている場合もある。例、刑法197条の5のわいろ、公職選挙法224条の収受利益等。なお、麻薬特例法違反の帮助犯からの没収・追徴につき最判平20・4・22刑集62・5・1528参照）。犯人以外の者の所有に属するときは、その取得者が情を知っている場合でなければ、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法に定める公告等の手続を履践する

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）

（性的姿態等撮影）

第2条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

イ 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条第1項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態

二 刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

四 正当な理由がないのに、13歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は13歳以上16歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前2項の規定は、刑法第176条及び第179条第1項の規定の趣旨を妨げない。

第8条 次に掲げる物は、没収することができる。

一 第2条第1項又は第6条第1項の罪の犯罪行為の複製物又は複写した物

二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）第3条第1項から第3項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録（同法第2条第1項に規定する私事性的画像記録をいう。次条第1項第2号及び第10条第1項第1号ロにおいて同じ。）が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第2条第2項に規定する私事性的画像記録物をいう。第10条第1項第1号ロにおいて同じ。）を複写した物

2 前項の規定による没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これを行うことができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って保有するに至ったものであるときは、これを没収することができる。

（押収物に記録された電磁的記録の消去及び押収物の廃棄）

第10条 検察官は、その保管している押収物が第2条第1項の罪の犯罪行為の複製物又は複写した物であるときは、次節に定める手続に従い、第2号に掲げる措置をとることができる。

一 次に掲げる物

イ 第2条第1項各号に掲げる行為により生じた物若しくはこれらに複写した物

ロ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条第1項から第3項までに規定する行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録が記録されている物若しくは当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物又はこれらを複写した物

ハ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する物

二 次に掲げる措置

イ 当該押収物に記録されている対象電磁的記録を全て消去すること。

ロ 当該押収物に記録されている電磁的記録が大量であることその他の事由により当該押収物に記録されている全ての電磁的記録の内容を確認することができないため、イに掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物に記録されている電磁的記録を全て消去すること。

ハ 技術的理由その他の事由により、イ及びロに掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物を廃棄すること。

2 検察官は、その保管している押収物であって前項第1号に掲げるものが対象電磁的記録を記録したものでないときは、次節に定める手続に従い、当該押収物を廃棄することができる。

見本